

「茅ヶ崎市週休2日制確保モデル工事試行要領（土木工事）」の改正について

土木工事における週休2日制確保の推進に向け、モデル工事の対象拡大と発注方式の追加について改正を行い、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事から適用することといたしました。

◎ 改正の概要

(1) モデル工事の拡大

- ・モデル工事の要件のうち「3,500万円以上」を廃止し、対象となる工事を拡大します。

(2) 発注方式の追加

- ・週休2日制への取組を条件とする「発注者指定型」を追加するとともに、それに伴う経費補正や工事成績評定点の採点方法について改正します。

項目	新(改正内容網掛け)	旧
発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者希望型(取組選択可) ・発注者指定型(取組選択不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者希望型(取組選択可)
モデル工事	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全て ※ただし書きによる除外あり※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,500万円以上 ※ただし書きによる除外あり※¹
経費の補正	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者希望型(達成後補正) 4週8休以上 4週7休以上8休未満 4週6休以上7休未満 ・発注者指定型(当初設計時補正) 4週8休以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者希望型(達成後補正) 4週8休以上 4週7休以上8休未満 4週6休以上7休未満
工事成績評定点への反映	<ul style="list-style-type: none"> 受注者希望型(加点点評価)※² 発注者指定型(加点・減点※³評価) 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者希望型(加点点評価)※²

※1：対象工事から除外される工事の要件

- ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

※2：4週8休以上で1点加点、完全週休2日で2点加点

※3：明らかに週休2日制に取組む姿勢が見られなかった場合について1点減点